

釧路市集団資源回収奨励金 交付の手引き



釧路市市民環境部環境事業課
〒085-0001 釧路市古川町 28 番地
TEL (0154) 31-4551
FAX (0154) 24-4145

はじめに

● 集団資源回収奨励金交付制度について

集団資源回収とは、地域のみなさんが自主的に協力し合い、資源物を集める場所や日時を決めて資源物を回収し、回収業者に引き渡すことで、売却金を受け取る制度です。現在、多くの町内会や自治会、PTAなどが取り組んでおりますが、釧路市ではこれらの取り組みを支援するため、「**集団資源回収奨励金交付制度**」をつくりました。

「**集団資源回収奨励金交付制度**」とは、集団資源回収を行う町内会や自治会等に資源物の回収量に応じて市が奨励金を交付する制度です。このことにより、資源回収意欲を高め、資源再利用運動の一層の促進を図ることを目的としています。

● 集団資源回収を行うことで、どのような利点があるのでしょうか？

1 地域等のコミュニティづくりに役立ちます。

- ・ 奨励金の有効活用
- ・ 地域住民相互の連携と親睦
- ・ 分別やりサイクルに対する意識の育成

2 資源の有効活用が図れます。

- ・ 資源や自然の保護
- ・ エネルギーの節約

3 ごみの減量につながります。

- ・ ごみ処理費用の節減
- ・ 埋め立て処分場の延命化

みなさんの町を元気にする集団回収を始めてみませんか！

この資料では、集団資源回収を実施する町内会や自治会等のみなさんに対し、奨励金を交付するための手続きについてご案内します。

1 釧路市集団資源回収奨励金交付制度について

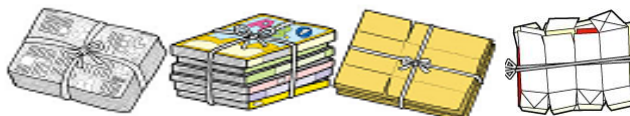
● 奨励金交付の対象となる団体

集団資源回収を実施する町内会、自治会、子ども会、P T A、その他の営利を目的としない市民団体を対象とします。

● 奨励金交付の対象となる資源物

対象は次の古紙類です。

- ①新聞紙
- ②雑誌
- ③段ボール
- ④紙パック



● 奨励金の交付金額

資源回収量 1 kgにつき 2 円を交付します。

(1) 奨励金交付手続きについて

① 回収団体の登録手続き

- (ア) 申請期間 年間を通じて受付けています。
- (イ) 受付場所 環境事業課 古川町 2 8 番地 TEL31-4551・31-4588
月曜日～金曜日（休日除く）
8時45分から17時15分まで
- (ウ) 奨励金の対象団体
市内の市民団体（町内会・自治会・子ども会・P T Aなど）
で、非営利であることが条件です。
※事業所等の団体は対象になりません。
- (エ) 対象となる資源物
古紙類（新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック）です。1kg 当り 2 円を奨励金として交付します
- (オ) 提出書類
集団資源回収実施団体登録申請書（様式 1）

※ 登録月の翌月からの回収が交付対象となります。

② 集団資源回収の実施

(ア) 回収の実施

資源回収を行うつど、回収業者から**回収伝票**を受け取るようにしてください。(様式3)

※ 回収伝票は事前に市より回収業者に渡しておきます。

※ **回収伝票は、奨励金算定の際、回収量の証明となりますので、実績報告のときまで大事に保管しておいてください。**

③ 実績報告

(ア) 奨励金交付申請について

・実績報告書の様式を12月頃に送付しますので必要事項を記入し、回収業者から受け取った回収伝票と一緒にそれぞれ指定された期間内に提出してください。

・奨励金の交付は、金融機関の口座振込となりますので、回収団体の口座がない場合には、実績報告提出までに金融機関で口座の開設を済ませてください。

※必ず期間内に実績報告書を提出してください。

※口座の名義には必ず団体名を入れてください。

(イ) 提出書類

①資源回収実績報告書(様式2)

②回収業者から受け取った回収伝票(様式3)

③委任状(該当する団体のみ)

④ 奨励金の交付

(ア) 交付まで

提出いただいた実績報告書と回収伝票を確認後、奨励金の交付額を「交付決定通知書(様式4)」でお知らせし、奨励金を回収団体の口座に振り込みます。

(交付決定通知書の送付から奨励金の振込までに約3週間かかります。)

(イ) 交付時期

3月中です。

⑤ ご注意

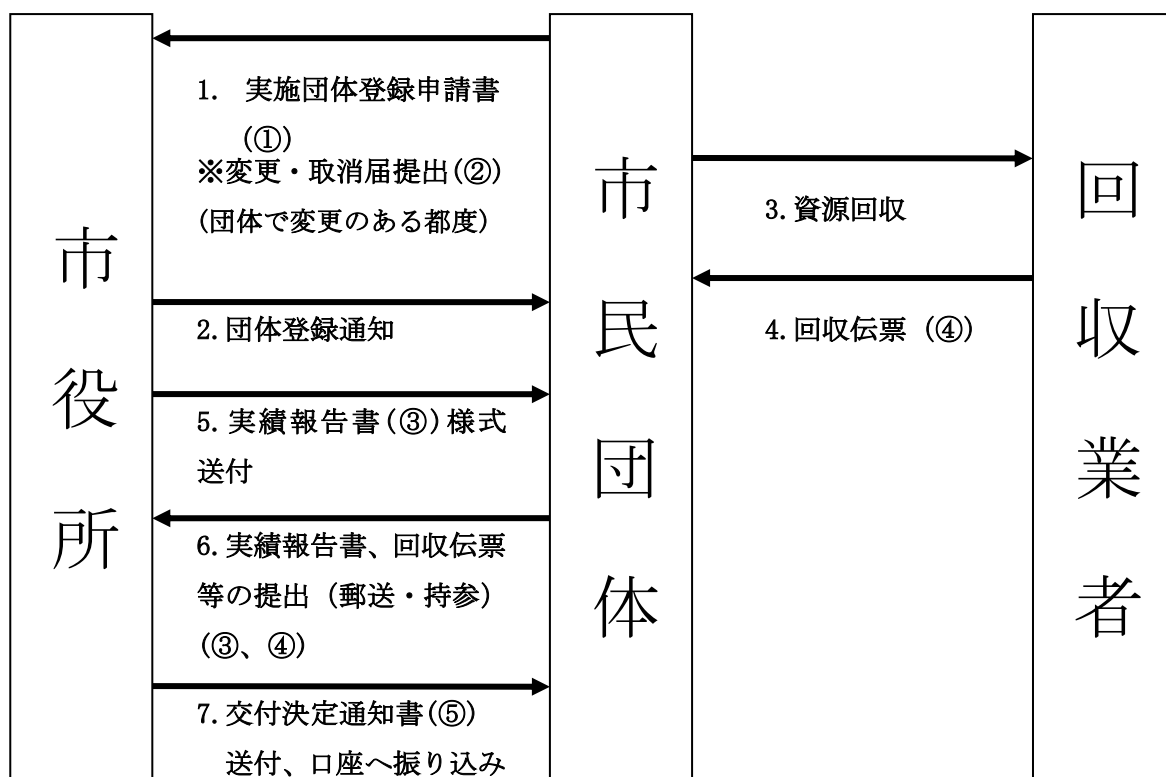
- (ア) 不正があった場合、奨励金の全部若しくは一部返還を命じ、以後当該団体に対して、奨励金の全部若しくは一部を交付しないことがあります。
- (イ) 登録があった後、3年間一度も実績報告の提出がない場合、集団資源回収団体の登録を取り消す場合があります。
- (ウ) 代表者などの変更があった場合、変更届(様式1の2)を速やかに提出してください。

2 関係書類及び手続きの流れ

〈 関係書類 〉

- ① 集団資源回収実施団体登録申請書(様式1)
- ② 集団資源回収実施団体登録(変更・取消)届(様式1の2)
- ③ 資源回収実績報告書(様式2)
- ④ 回収伝票(様式3)
- ⑤ 交付決定通知書(様式4)

〈 手続きの流れ 〉



3 これから集団資源回収に取り組むには

- 事業開始のときは団体内で意思確認をしっかりと行いましょう。
 - (1) 総会・役員会などで、集団回収事業を行っていくことを団体として決めたら担当者を決めましょう。
 - (2) 回収日や回収品目などは、無理なく続けられるものにしましょう。
 - (3) 目的を持って回収活動に取り組めば、より大きな回収効果を望めます。
- 回収業者とよく打ち合わせをしましょう。
 - (1) 回収する古紙類の品目、出し方、場所、回収日程などの打ち合わせをよくしましょう。業者によって対応が違いますので、お互い納得がいくまでよく話し合うことが、事業開始後のトラブル予防につながります。
 - (2) 業者と決めた回収方法などは書面で残しておき回収団体・業者双方で保管しておきましょう。

※ 集団資源回収をはじめられる団体で不明な点がございましたら、市役所までご相談ください。

※ 「資源回収業者一覧表」以外の業者に回収を依頼してもかまいませんが、事前に市役所まで連絡してください。

(様式1)

集団資源回収実施団体登録申請書

年 月 日

釧路市長あて

団体名			
代表者	住所	郵便番号	
	氏名		
	電話		
世帯（会員数）数			
種別 （該当する所に○をつけてください）		町内会・自治会・PTA・子供会・老人クラブ・管理組合 その他（ ）	
活動内容			
契約回収業者		電話	
回収方法			
奨励金使用方法			

釧路市集団資源回収奨励金等交付要綱に基づき、実施団体の登録を申請します。

※連絡先が代表者と異なる場合にご記入ください

連絡先	住所	
	氏名	
	電話	

登録番号

集団資源回収実施団体登録申請書の書き方

<記入例>

代表者 本登録における代表者は、原則、町内会長など団体の代表者になります。
 (マンション管理組合や管理会社などの代表者・担当者は不可です。)
※連絡先(その団体の構成員の中で集団資源回収を担当されている方)が代表者と異なる場合は下の連絡先に記入してください。
 ※代表者、連絡者に変更になる場合は、集団資源回収実施団体登録(変更・取消)届(様式1の2)を提出してください。

(様式1)

集団資源回収実施団体登録申請書

令和8年4月1日

釧路市長あて

団体名		〇〇〇〇町内会	
代表者	住所	郵便番号 085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地	
	氏名	会長 釧路 太郎	
	電話	3 1 - 4 5 5 1	
世帯(会員数)数		2 8 世帯	
種別 (該当する所に○をつけてください)		<input checked="" type="radio"/> 町内会 <input type="radio"/> 自治会 <input type="radio"/> PTA <input type="radio"/> 子供会 <input type="radio"/> 老人クラブ <input type="radio"/> 管理組合 その他 ()	
活動内容			
契約回収業者	〇〇商店	電話	〇〇—〇〇〇〇
回収方法	月1回、各戸の玄関前に排出し、回収業者に回収してもらう。		
奨励金使用方法	町内会活動		

活動内容 「その他」の団体のみ以下の内容が分かるように記入してください。
 (1) 団体の構成員はどのような人数か。
 (2) 普段はどのような活動をしているのか。

回収方法 次の内容がわかるように記入してください。

- (1) 回収を行う地域
 - (2) 回収頻度(例 月1回)
 - (3) 排出場所(例 各戸の玄関前、マンションの玄関ホールなど)
 - (4) 市民団体・回収業者それぞれの役割(例 市民団体:集積場所に排出/回収業者:集積場所からトラックへの積込など)
- ※特に、団体の構成員が市内に散在している場合などは、具体的な回収先と、そこからどのように指定の回収業者へ資源を引き渡すのかを記入してください。

(様式1の2)

集団資源回収実施団体登録（変更・取消）届

年 月 日

釧路市長あて

登録番号	
団体名	
代表者名	
電話	

下記のとおり、資源回収実施団体の（変更・取消）について届出します。

記

1 変更

(1) 団体名の変更

	新	旧
団体名		

(2) 代表者の変更

	新	旧
住所	〒	
代表者名		
電話		

(3) 連絡先の変更（実績報告の案内の送付先）

	新	旧
住所	〒	
氏名		
電話		

2 取消

(理由) _____

(様式2)

資源回収実績報告書

年 月 日

釧路市長 へ

団体登録番号 _____
住 所 _____
団体名 _____
代表者 _____ 印
電 話 _____

釧路市集団資源回収奨励金交付要綱第5条の規定に基づき、下記書類を添えて資源回収実績報告書を提出いたします。

記

1. 資源回収実績 奨励金対象品目総重量 kg
2. 添付書類 回収伝票 枚
3. 口座振替先

金融機関名	_____	・銀行	・信用金庫	・労働金庫
		・農協	・信用組合	・()
	① 本店	② _____	支店	
口 座	① 普通口座 口座番号 _____	② 当座預金		
(ふりがな) 口座名義人	(_____) _____			

(様式3)

回収伝票

年 月 日

(団体登録番号) _____

(団体名) _____ 様

下記のとおり資源を回収いたしました。

(業者名) _____

(代表者名) _____

(電話) _____

(伝票記入者名) _____ 印

品		目	数	量
奨励金交付対象品目	紙類	新聞紙		k g
		段ボール		k g
		雑誌		k g
		紙パック		k g
	合計			
対象外品目	缶類	アルミ缶		k g
		スチール缶		k g
	びん類	一升びん		k g
		ビールびん		k g
		四合びん		k g
		その他のびん		k g
				k g

1 この回収伝票（毎年1月～12月分）を実績報告書（様式2）とともに翌年1月に市に提出してください。

2 この回収伝票は貴団体の資源回収1回につき1枚提出してください。

※必ず期間内に実績報告書を提出してください。

(様式4)

第 号

団 体 名 様

釧 路 市 長

集団資源回収奨励金交付決定通知書

先にご提出いただきました集団資源回収の実績報告に基づき、下記のとおり交付額が決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 交付決定内容

奨励金対象品目総重量 ①	**** k g
奨励金単価 ② (1kg あたり)	2 円
奨励金交付額 ①×②	**** 円

2. 振込予定日 年 月 日 ()

※ 「資源回収実績報告書」に記載のありました口座へ振り込みいたします。

※ 資源回収実績報告書(様式2)における『奨励金対象品目総重量』の1kg未満は切捨てとなります。

3. その他

釧路市集団資源回収奨励金交付要綱第8条の規定により虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けた場合は、交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命じるほか、以後、奨励金の全部若しくは一部を交付しない場合がございます。

釧路市集団資源回収奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、資源の有効利用に実績のあった集団資源回収実施団体（以下「実施団体」という。）に対し奨励金を交付することにより、資源回収意欲を高め、もって資源再利用運動の一層の促進を図ることを目的とする。

(実施団体)

第2条 奨励金の交付対象となる実施団体は、町内会、自治会、子供会、老人クラブ、PTA及びその他の市民団体（主として営利を目的とする団体は除く。）とする。

(実施団体の登録)

第3条 この要綱により奨励金の交付を受けようとする実施団体は、集団資源回収実施団体登録申請書（様式1）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の登録申請があった場合は登録申請事項を審査し、当該申請が適当であると認めたときは実施団体として登録（以下「登録団体」という。）するものとする。
- 3 登録団体が登録事項を変更したときは、集団資源回収実施団体登録（変更・取消）届（様式1の2）を速やかに市長に提出しなければならない。
- 4 登録団体が登録を取り消すときは、集団資源回収実施団体登録（変更・取消）届（様式1の2）を速やかに市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けた登録団体があるとき、若しくは特に必要があると認めたときは、当該登録団体の登録を抹消することができるものとする。
- 6 市長は、3年以上継続して実績報告がない登録団体があるときは、当該登録団体の登録を抹消することができるものとする。

(登録団体の奨励金の交付対象)

第4条 登録団体に対する奨励金は、登録団体の活動として集団回収が行われ、回収業者に資源を引き渡したことに對し交付する。

- 2 奨励金の対象となる資源回収品目は、家庭生活の中から生じたもののうち、新聞紙、段ボール、雑誌及び紙パックとする。
- 3 奨励金の交付対象の開始期間は、第3条第2項に規定する登録がなされた月の翌月から起算する。

(登録団体の資源回収実績の報告)

第5条 登録団体は、回収実績を報告するため、資源回収実績報告書(様式2)と毎年1月から12月までの回収伝票(様式3)を翌年1月に市長に提出するものとする。

2 回収伝票は、資源を引き渡した回収業者が記入するものとする。

(登録団体の奨励金の交付)

第6条 市長は、前条による報告が適正と認め、奨励金の交付を決定した場合、交付決定通知書(様式4)により登録団体に通知し、奨励金は3月末日までに交付するものとする。

2 奨励金は、口座振込によるものとする。

3 奨励金の振込口座は、登録団体名義でなければならない。

(登録団体の奨励金交付額)

第7条 登録団体に対する奨励金の額は、対象品目の総重量に対し1kg当たり2円までとし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により計算された奨励金の額に1円未満の金額がある場合は、当該1円未満の金額は切り捨てる。

(奨励金の返還及び不交付)

第8条 虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けたものがあるときは、市長は、交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命じ、以後当該団体に対し、奨励金の全部若しくは一部を交付しないことができる。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。